

平成27年度第2回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議事要旨

- 1 日時 平成27年7月7日（火）午後7時00分～午後8時20分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、本多副会長、江本委員、加藤委員、金子委員、齊藤委員、榎委員、真如委員、鈴木委員、田中委員
 - (2) 説明員
生活福祉課：大貫課長、久保田係長、行政経営担当：灘家課長、情報推進課：布施課長
 - (3) 事務局
企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、桑田主事、林主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1) 諒問第53号 「民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について」
 - (2) 諒問第54号 「昭島市個人情報保護条例の改正について」
- 6 議事要旨
会長 まず、諒問第53号について審議する。諒問について説明を求める。
説明員 民生・児童委員協力員事業は民生・児童委員の負担軽減を目的に平成19年から東京都事業として開始されたものである。本市においても東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱の規定に基づき本市の区域内で活動する民生・児童委員協力員の設置について、昭島市民生・児童委員協力員設置要綱で必要な事項を定め、実施をしてきたが、今後更なる地域福祉の向上に資するため、民生委員との連携を強化し、より良い社会福祉活動ができるよう環境を整えることで、協力員の一層の活用を図りたいと考える。協力員の業務内容については、都要綱で定める基準に従い昭島市民生・児童委員協力員設置要綱第2条でこれを定めているが、同条第1項第1号に規定する高齢者、子ども達の見守り活動を行ううえで必要な個人情報はこれまで協力員が担当民生委員を通じて収集していたが、一人暮らし、認知症、要介護者等の高齢者の見守りでは、急病等の緊急時に担当民生委員と連絡が取れない場合は協力員が本市や関係機関から直接個人情報を収集し対処した方が有益と考える。そのため、協力員の個人情報の取扱いについて都要綱の実施細目で東京都個人情報の保護に関する条例や各自治体における個人情報の保護に関する

る条例等に基づき、適正に取り扱うものとされていることをふまえ、協力員自らが緊急時に必要な範囲内で本市や関係機関から個人情報を収集することができるよう協力員の業務内容を改めたいと考えており、このことが条例第2条第1項に規定する個人情報保護制度に関する重要事項に該当することから意見を求めるものである。

会長 本件について意見、質問等を求める。

委員 昭島市の65歳以上の高齢者が多分2万3千人くらいいると思うが、民生委員と協力員含めて、何名くらいいるのか。

説明員 民生・児童委員が現在78名いる。協力員については8名が在籍している。

委員 質問の内容と説明文の内容で、協力員が個人情報を収集する対象範囲がはっきりつかめない。質問文書の中に高齢者等とあるが、この「等」とはそのほかにどのような方々を考えているのか。

説明員 ここで高齢者等といっているのは、高齢者又は障害をもっている方も含まれると考えている。

委員 以前に、近所でも御高齢の御兄弟2人が家で亡くなっていたという事案があった。それを見つけたのが新聞配達員あまりに新聞がとられていないとの事で、市の協力を得て、市の立会いのもと、家に入ったら2人もとも亡くなっていた。様々なことを知つていれば見守りが強化できたと考える。必要な情報はきちんと協力員に伝えていくべきだと考える。しかし、一方で個人情報の保護もとても大事なので協力員には守秘義務だけはきちんとお願いしたい。

委員 個人情報と守秘義務だが、民生委員も委嘱を受けた時点で守秘義務がきちんと守られるように指導を受ける。それを破ると国家公務員と同じように罰則を受けることになる。協力員については東京都からやはり事前の教育、勉強があり、守秘義務が徹底されている。

委員 対象となる個人情報は何か。住所、名前等か。また、民生委員は実際にどのように個人情報を管理しているのか。

説明員 民生委員が管理する情報は大半が紙ベースの情報だと認識している。協力員が得る情報としては緊急の連絡先等が考えられる。仮にかかりつけの医者が分かれば医者につながると考えられる。

委員 既に持っている個人情報にプラスして緊急時に限り必要最小限で取得するということでよろしいか。

説明員 その通りである。

委員 この審議会にて了承された場合はどのようにして関係機関に周知等するのか。

説明員 質問が了承された場合には、協力員が緊急時に情報を求めることがあった際に、その状況に応じて必要な情報を提供して欲しい旨の要請文を福祉事務所長名において関係機関に発送するようと考えている。

会長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会長 異議なしということなので、原案のとおり了承とする。

会長 続いて質問第54号について審議する。質問について説明を求める。

事務局 社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度であるが、前回4月30日の審議会にて昭島市が行う特定個人情報保護評価について審議をいただいた。マイナンバー制度は、社会保障、税、

災害対策その他の分野において行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤といわれている。住民票のある全ての国民一人一人に付される12桁の個人番号これがいわゆるマイナンバーであり、マイナンバーは平成28年1月から利用が開始される。複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものである。具体的に申し上げると、所得や他の行政サービスの受給状況を把握し易くなるために負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりということを防ぐとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができるようになり、また、例えば手当の支給申請をする際にこれまで必要だった添付書類がいらなくなり、市民の負担が軽減されるといった利点がある。その一方において、マイナンバーは個人を識別する機能が非常に高いものであり、万一の不正利用等によるプライバシーその他の権利利益の侵害のリスクが大きいことから、マイナンバー制度においては一般的な個人情報に比べて、より厳格な制度面での保護措置をいくつか設けている。先に審議いただいた特定個人情報保護評価もその一つとなる。いわゆるマイナンバー法においては保護措置に関する規定が自治体に直接適用があるものと適用のないものがある。また、マイナンバー法第31条では自治体が保有する特定個人情報について同法の趣旨をふまえた適正な取扱いを確保し、開示や訂正等の手続を実施するために必要な措置を講ずるよう定めている。特定個人情報はマイナンバーをその内容に含む個人情報というように定義されており、本市においてその保護措置を定めるに当たり昭島市個人情報保護条例を整備することでその対応を図りたいと考えている。次に条例の改正の内容であるが、表の右側半分が今回規定をすべき事項である。こちらはマイナンバー法の規定に沿った内容となっている。左半分が現行の条例の規定で項目ごとに示している。まず、目的外利用及び外部提供についてである。こちらは現行の第13条に規定があるが、目的外利用や目的外の提供については原則禁止となっているが次の場合は可能ということで6つの事由が掲げられており、審議会の意見を聴いたときもこの中に含まれている。一方で特定個人情報については、目的外利用がやはり原則的には禁止となっているが、人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合で本人の同意があり、あるいは本人の同意を得ることが困難であるときに限り目的外利用が可能と定められている。その中でも情報提供等記録というのがあるが、これは情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報のやりとりをした記録になる。情報提供等記録については目的外利用は一切禁止というかたちになっている。次に外部提供についてはこれも特定個人情報については法第19条に規定する場合に限り可能ということになっている。次にオンラインによる外部提供についてである。こちらも現行の規定では原則禁止となっているが、事務の執行上必要かつ適切と認められ、必要な保護措置が講じられている場合において、審議会にあらかじめ意見を聴いたときに可能となっている。一方、特定個人情報の規定は、情報提供ネットワークシステムを通じての外部提供が制度の基本的な取扱いの方法になると考へるので、こちらについてはあらかじめ禁止の解除の規定を設けるのが適当であると考えている。次に開示、訂正、削除、利用及び提供の中止の請求権者の規定である。現行の規定では本人、あるいは未成年者の法定代理人又は成年後見人に限られているが、特定個人情報になるとプラスで任意代理人が認められることになる。これは特定個人情報の適正な取扱いとその正確性の確保、担保するために、いわゆる本人参加の権利といっているが、本人参加の権利をより一層保障することが重要

と考えられており、これらの権利を容易に実現できるように請求権者を任意代理人まで広げたという趣旨である。次に削除、利用及び提供の中止の請求事由である。現行の規定は収集の制限、利用及び提供の制限に反した場合には、削除、利用及び提供の中止を請求することができるという規定だが、特定個人情報については情報提供等記録以外の特定個人情報についてはこの事由のほかにマイナンバー法の規定に違反した場合に請求ができるという規定になっており、そのような規定をしたいと考えている。次に訂正を行った場合の通知先である。これは情報提供等記録についてマイナンバー法が規定しているところだが、情報提供ネットワークシステムあるいは情報提供者、情報照会者、この3箇所において情報提供等記録は記録ないしは保管されているというところから、この情報訂正があった場合は必要に応じてこの3箇所で認識を共有しなければならないとの考えからこのような規定を設ける必要があると考える。最後に他の制度との調整である。こちらは国が運用する情報提供等記録開示システムいわゆるマイナポータルといわれているが、マイナポータルで閲覧が可能な部分についても条例による開示を行うことができるようとするための規定である。本日はマイナンバー制度の施行に伴う特定個人情報保護措置に関する条例整備のいわば方向性について示し、このことについて本審議会の意見を求めるものである。

会長 本件について意見、質問等を求める。

委員 皆が心配しているのは情報の漏えいである。情報が漏えいした場合は個人の情報の全てが漏れてしまうのか。

説明員 万が一漏えいしてもその個人の情報が全て漏れてしまうというようにはシステム上なっていない。

委員 特定個人情報に関する開示請求、削除のところに任意代理人が加わっているが、これは一般の個人情報に関しても条例改正においてはこの任意代理人が開示、訂正等の請求ができるものになるということか。

事務局 一般の個人情報については、請求権者の範囲を変えるつもりはない。理由としては本人参加の権利の保障ということで特定個人情報については任意代理人まで広げている事情があるが、一方では個人情報の保護の立場からするとやはり任意代理人まで広げるというかたちにはならないのではないかと考えているので一般の個人情報については従来どおりの請求権者にしたいと考えている。

委員 特定個人情報については任意代理人についても請求を認めるとのことだが、本当に委任しているかどうかの確認等はするのか。

事務局 本人に対して通知するなどして確認することを考えている。

会長 ほかに意見、質問等はあるか。今日は、昭島市個人情報保護条例の改正の方向性についてであるが、意見がないようなので諮問第54号については原案に沿ったかたちで条例整備を進めいくということで了承してよろしいか。

(「異議なし」)との声あり。)

会長 それでは、諮問第54号については次回の会議までに具体的な改正案文を示してもらい、継続審議とするが、よろしいか。

(「はい」の声あり。)

会長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。